

臨時休業中における学校施設利用許可事項

保護者の皆様へ

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、再三にわたる臨時休業の延長にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。あさぎり町では、児童生徒の健康・安全を第一に考え、町内すべての小・中学校において、5月31日まで臨時休業としております。しかしながら、球磨管内での感染拡大が抑制されていることを踏まえ、下記の利用条件に該当する児童生徒について学校利用を可能としましたので、お知らせします。利用条件を確認の上、該当する保護者におかれましては、申請書の提出をお願いします。

あさぎり町長 尾 鷹 一 範
教育長 米 良 隆 夫

【学校施設利用条件】

No	条 件	確認欄
1	共働き世帯やひとり親世帯であること。	<input type="checkbox"/>
2	町内、近隣等に祖父母等が居ず、児童生徒の安全確保が困難であること。	<input type="checkbox"/>
3	小学校1年生から3年生であること。(※学童利用児童等以外の児童とする)	<input type="checkbox"/>
4	登下校は保護者にて送迎を行い安全確保が可能であること。	<input type="checkbox"/>
5	利用時間は8:30から16:00までとします。	<input type="checkbox"/>
6	弁当持参が可能であること。※給食はありません。	<input type="checkbox"/>

※4年生以上の児童生徒で家庭での見守りが困難な場合やその他何かあれば、学校へご相談ください。

【その他事項】

- ・ 感染拡大防止のため、マスクを着用ください。(できるだけ利用者で準備ください)
- ・ こまめな、うがい・手洗いを児童へご指導ください。
- ・ 登校前は必ず検温し、体調不良の場合は利用できません。
- ・ 利用中、体調の変化(発熱等)時は、連絡しますので迎えをお願いします。
- ・ 学校では自主学習とします。
- ・ 学校職員等は児童の見守りを行いますが、授業は行いません。
- ・ 迎えの時間は厳守ください。都合がつかない場合は、必ず学校へ連絡してください。
- ・ 今回の対応は非常事態と考えますので、勤務先へのご理解とご協力をお願いします。
- ・ ゲーム等の電子機器類は持込禁止とします。発覚した場合は、一時預かり帰りの際に返却します。